



# 事業概要

令和2年度実績



千葉市児童相談所

# 児 童 憲 章

(昭和 26 年 5 月 5 日制定)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

## 子どもの権利条約（引用：日本ユニセフ協会抄訳）

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」って聞いたことがありますか？

世界中のすべての子どもたちがもっている“権利”について定めた条約です。この条約の定める権利には、大きく分けると以下のようなものがあります。そして、子どもにとって一番いいことを実現しようとしています。日本も 1994 年にこの条約を批准しました。



### 生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



### 育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



### 守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



### 参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

## 「子どもの権利条約」4つの原則

「子どもの権利条約」は、子ども（18歳未満）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。また、すべての子どもに保障される権利のほか、難民や少数民族の子ども、障がいのある子どもなど、特に配慮が必要な子どもの権利についても定めています。

「子どもの権利条約」には、4つの原則があります。この4つの原則は、それぞれ条文に書かれた権利であると同時に、条約で定められているほかの権利を考えると、常に合わせて考えることが大切です。

### 命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

### 子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

### 意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

### 差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

## 内容

I 児童相談所の概要	1
1 児童相談所の事業	1
(1) 相談の種類と主な内容	2
(2) 相談業務の流れ	3
2 児童相談所の概況	4
(1) 所管区域と人口（令和3年3月31日時点）	4
(2) 所在地案内	5
(3) 施設の概要（養護教育センターとの複合施設）	5
(4) 児童相談所の歴史	6
(5) 組織と職員構成（令和2年4月1日時点）	6
(6) 事務分掌	7
(7) 社会福祉審議会（児童福祉専門分科会処遇検討部会）	7
II 相談措置業務	8
1 業務内容	8
(1) 相談受付	8
(2) 措置	8
2 相談実施状況	9
(1) 相談件数推移	9
(2) 経路別受付状況	9
(3) 年齢別・種別受付状況	9
(4) 相談処理	14
3 電話相談	19
III 里親支援業務	20
1 業務内容	20
2 令和2年度実施状況	21
(1) 里親の認定登録・研修に関する事	21
(2) 委託に関する事	22
(3) 制度推進に関する事	22
(4) 里親支援体制	24
3 里親の状況	24
IV 虐待対策業務	26
1 業務内容	27
(1) 児童虐待通告等に係る対応	27
(2) 児童虐待に係る統計分析や広報・啓発	27
(3) 児童虐待に係る関係機関との連絡・調整・支援	27
2 虐待通告受付・対応状況	28
3 広報・啓発活動	30
4 夜間電話相談	30
5 参考（法改正等）	31
V 調査指導業務	32
1 社会診断	32

(1) 調査とは .....	32
(2) 方法と調査事項 .....	32
2 個別指導 .....	33
(1) 助言指導 .....	33
(2) 継続指導 .....	33
(3) 法第 27 条第 1 項 3 号の措置により施設等入所中の家庭への指導 .....	33
3 担当地域の把握と関係機関との連絡調整 .....	34
(1) 児童家庭支援センターとの連携 .....	34
(2) 要保護児童対策地域協議会 .....	34
(3) アフターケア事業の活用 .....	34
4 子どもの権利擁護に関すること .....	34
VI 診断指導業務 .....	35
1 診断・指導実施状況 .....	35
2 心理検査等実施状況 .....	36
3 療育手帳に関わる判定状況 .....	37
(1) 療育手帳制度 .....	37
(2) 判定実施状況 .....	37
4 判定意見書等交付状況 .....	38
5 1 歳 6 か月児、3 歳児精神発達精密健康診査及び事後指導事業 .....	39
6 各種事業 .....	40
VII 一時保護業務 .....	42
1 一時保護の目的と必要性 .....	42
(1) 緊急保護 .....	42
(2) 行動観察 .....	42
(3) 短期入所指導 .....	42
2 一時保護の期間、援助の基本 .....	43
3 一時保護の入所に際して .....	43
4 一時保護所の子どもの生活 .....	43
(1) 生活 .....	43
(2) 日課 .....	43
(3) 学習について .....	44
(4) 保育活動の充実 .....	44
(5) 所内活動や所外活動について .....	44
5 一時保護状況 .....	46



## はじめに

この事業概要は、相談・対応内容のデータとともに、千葉市児童相談所の各セクションが取り組んだ様々な足跡、取組みを残しています。

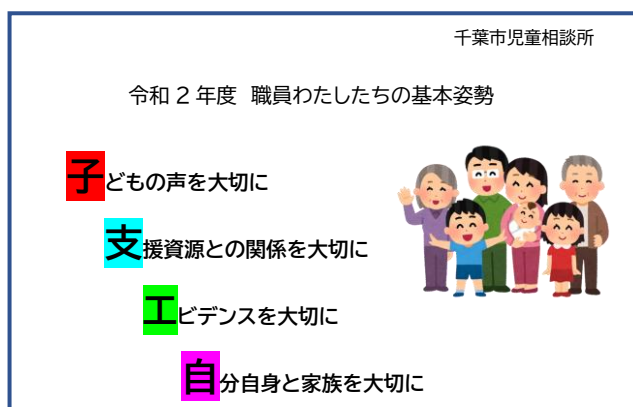
令和 2 年度は、所としても、年々増えていく仲間、職員を載せた大きな船を、どう動かして、大海を進んでいくか。所の運営に向けた課題に取り組んだ 1 年でもありました。例えば、職員の公的組織だけでなく、OJT や支えあいが適うよう、「グループライダー制度」（経験が比較的長い職員を班に位置付けて、経験の浅い職員のサポートにあたりやすくする）を開設したこと。所の“家訓”ともいえる「基本姿勢」の打ち出し、によって、大きな船の乗組員である職員が、できるだけ同じ方向で、迷わず仕事に取り組めるよう、努めたこと。なども 1 例です。

加えて、「新型コロナウイルス」というキーワードを外すことはできません。里親・施設入所児童や一時保護児童の感染防止対策はもちろんのこと、面接や訪問の方法や職場内における業務のあり方など、私たち児童相談所職員もひるまず、たゆまず、おこたらずに創意工夫に取り組んできました。児童虐待事案への対応を、コロナ感染防止と並行して行うことは、大変苦労が伴うことでした。事務所内で感染拡大があれば、児童相談所の業務継続が困難になることから、別庁舎（美浜区役所内）に別オフィスを開設するような工夫・対策も行いました。またこれらによって、私たちが事業運営していることを応援してくださっている外部の関係機関の皆様のおりがたさをこんなに感じた 1 年もなかった、とも振り返っています。

このようなコロナ禍において、個が周囲の施設や人々から分断される状況のなか、地域の子どもたちをまもるべく、医療機関、県内児童相談所、こども未来局他課、地域住民の方々や関係機関の方々との連携や支援・協力、または支えの中において、コロナ禍においても、「子どもたちを守る」という活動を継続することが適い、千葉市が持つ大きな力を感じた 1 年でもありました。

冒頭のとおり、この事業概要は私たち児童相談所の足跡です。この足跡を検証し、慢心することなくこれらの学びや経験を糧に、「子どもと親を守り支える」ことを命題とした取り組みを、今後いっそう強化していきたいと考えています。

どうぞ、ご指導・ご支援のほど、よろしくお願いいたします。



千葉市児童相談所長  
桐岡 真佐子





# I 児童相談所の概要

## 1 児童相談所の事業

児童相談所は、児童福祉法第 12 条に基づいて各都道府県（政令指定都市等を含む）に設置されている児童福祉行政機関である。その目的は、18 歳未満の子どもに関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題、子どもの置かれた環境、状況を的確に捉え、個々の子どもや家庭などに最も効果的な援助を行ない、子どもの福祉を図り、その権利を保護することである。具体的には次のような業務を行っている。

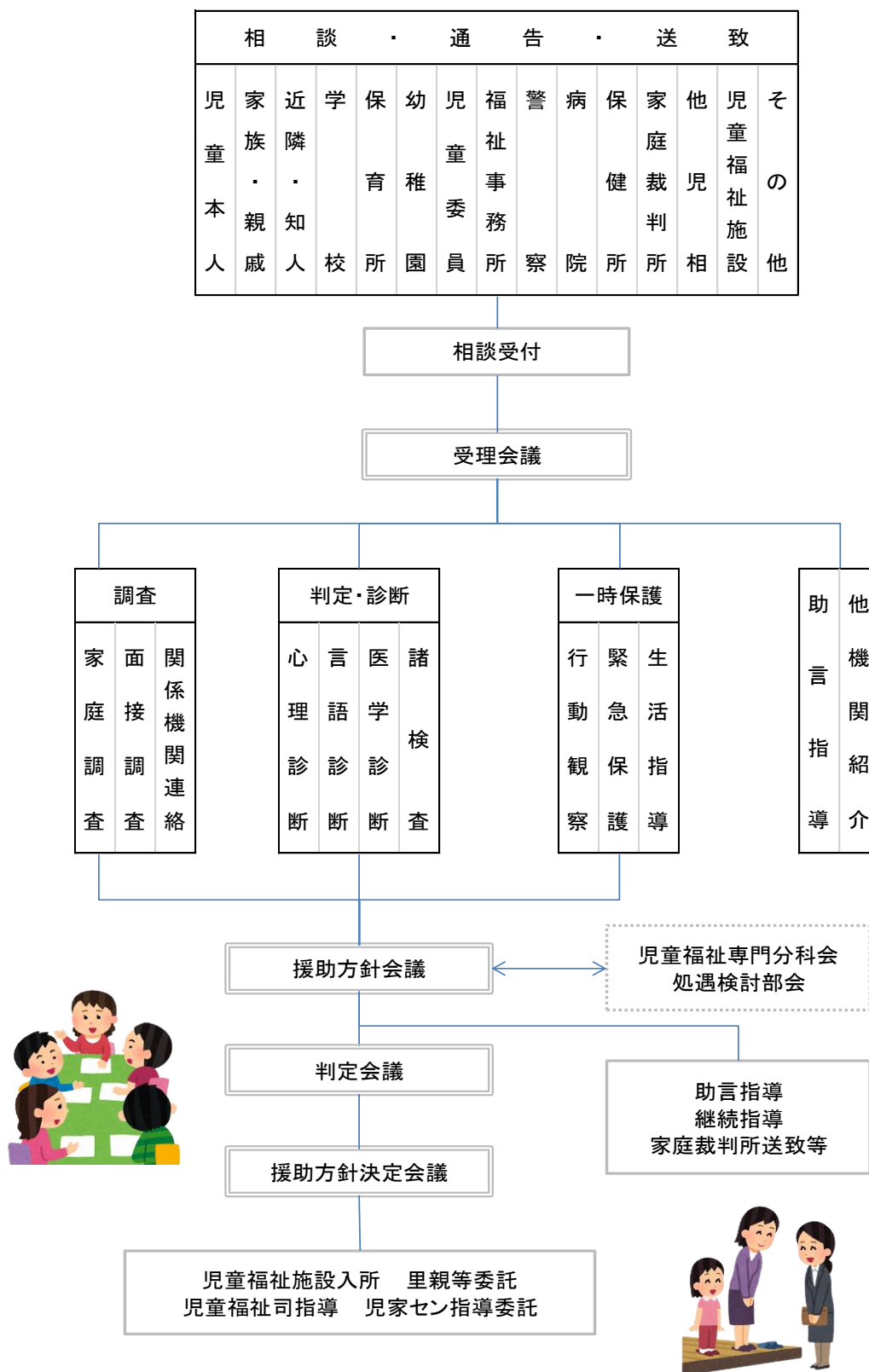
- ① 子どもに関するあらゆる問題について、家庭その他からの相談に応じる。
- ② 福祉事務所、保健センター、家庭裁判所、警察署、他関係機関等から、子どもの通告、送致を受け、援助活動を行う。
- ③ 子ども及びその家庭について、児童福祉司による社会診断、児童心理司による心理診断、児童指導員及び保育士による行動診断、医師による医学診断、その他の診断により総合診断を行い、問題解決のために最も適切な援助方針を立て、指導援助を行う。
- ④ 必要に応じて、子どもの一時保護を行い、又は適当なものに一時保護を委託する。
- ⑤ 必要に応じて、子どもを児童福祉施設に入所（指定発達支援医療機関への委託を含む）させ、又は里親等に委託する。
- ⑥ 義務教育終了児童等に対し、自立援助ホームに入所させ、自立を図るための相談その他の日常生活上の援助等を行う。
- ⑦ 乳幼児の疾病や障害の早期発見、早期援助図るため、保健所、保健センターと協働して 1 歳 6 か月児、3 歳児精神発達精密健康診査及び事後指導を行う。
- ⑧ 家庭、地域に対する相談援助活動及び家庭養育支援の総合的な企画、実施を関係機関と連携して行う。



(1) 相談の種類と主な内容

養 護 相 談	児 童 虐 待 相 談	児童虐待の防止に関する法律の第 2 条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待・・・生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待・・・性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待・・・暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト）・・・保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	そ の 他 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談		未熟児、虚弱児、ツバルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等、他の種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	重 症 心 身 障 害 相 談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談。
発 達 障 害 相 談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。	
非 行 相 談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第 25 条による通告のない子どもに関する相談。
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第 25 条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくても、調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
そ の 他 の 相 談		上記のいずれにも該当しない相談。

(2) 相談業務の流れ



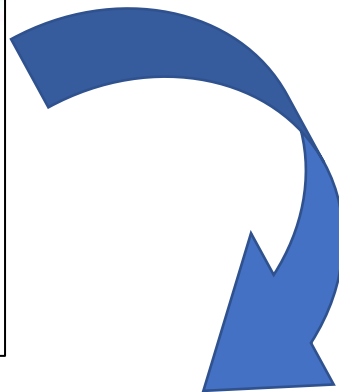
## 2 児童相談所の概況

### (1) 所管区域と人口（令和3年3月31日時点）



市人口：975,507人

面積：271.77 km<sup>2</sup>



区別人口

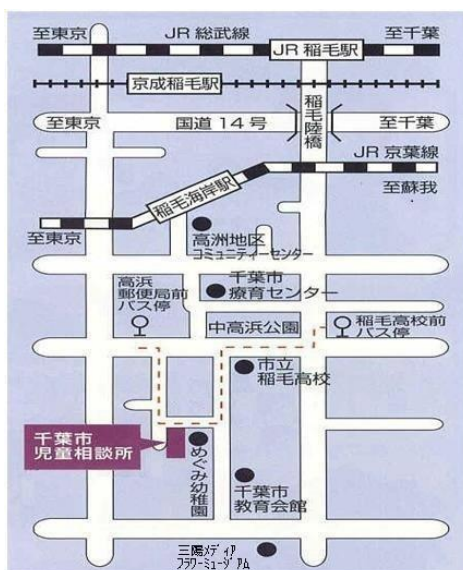
中央区	210,334人
花見川区	176,913人
稲毛区	158,229人
若葉区	148,947人
緑区	130,033人
美浜区	151,051人

児童人口の推移（18歳未満）

平成29年	150,203人
平成30年	147,879人
平成31年	145,605人
令和2年	143,097人
令和3年	140,628人

（各年3月31日時点）

(2) 所在地案内



所在地

〒261-0003 千葉市美浜区高浜3-2-3  
 TEL 043(277)8880  
 FAX 043(278)4371

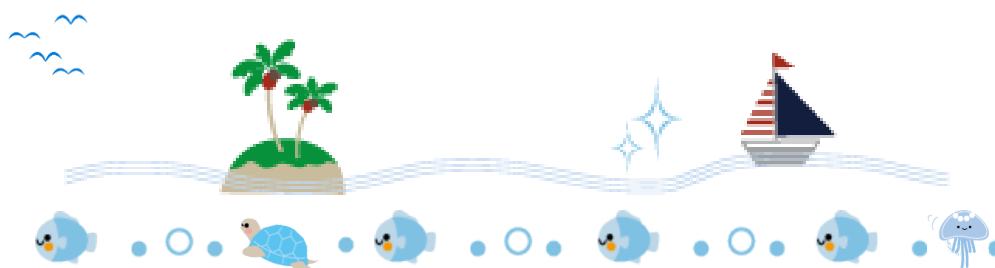
利用交通機関

- ◎ JR 総武線「稲毛駅」から、海浜交通バス「高浜車庫行き」又は「稲毛海浜プール行き」で「稲毛高校前」下車、徒歩約7分
- ◎ JR 京葉線「稲毛海岸駅」下車、徒歩約20分

(3) 施設の概要 (養護教育センターとの複合施設)

敷地面積	4,700㎡
構造・規模	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造・4階建、一部2階建
建築面積	2,062㎡
延床面積	4,859㎡
(児童相談所)	3,738㎡
(養護教育センター)	1,121㎡

4階	養護教育センター	事務室 (養護教育センター) 図書室	
3階		待合室 (養護教育センター) 研修室 ことばのへや	
2階	児童相談所	カウンセリングルーム プレイルーム 面接室 聴力検査室 多目的室	(一時保護所) 居室 プレイルーム 洗面室 洗濯室 浴室 医務室
1階		事務室 待合室 (児童相談所) 相談室 診察室 会議室	(一時保護所) 事務室 居室 面会室 食堂 厨房 学習棟



(4) 児童相談所の歴史

- 平成 4 年 千葉市が政令指定都市に同時に所開設
- 平成 8 年 現在の建物になる
- 平成 14 年 虐待対策班(係)を新設
- 平成 25 年 調査指導係が二班体制化
- 平成 28 年 里親支援班を新設
- 平成 29 年 虐待対策班を廃止し、調査指導班を三班体制化
- 平成 31 年 虐待対策班を新設
- 令和 2 年 診断指導班が二班体制化

(5) 組織と職員構成 (令和 2 年 4 月 1 日時点)



(6) 事務分掌

相 談 措 置 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所の庶務</li> <li>(2) 庁舎の維持管理</li> <li>(3) 児童福祉施設等措置費用の徴収及び滞納処分</li> <li>(4) 児童の相談、通告、送致等の受付</li> <li>(5) 児童福祉施設（保健福祉センターの所管に属するものを除く）、 里親等への措置、自立援助ホームへの委託</li> <li>(6) 児童記録票及び関係書類の整理保管</li> <li>(7) 障害児施設給付費等決定</li> <li>(8) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇検討部会</li> </ul>
里 親 支 援 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 里親の登録申請</li> <li>(2) 里親の相談及び支援</li> </ul>
調査指導第一班 調査指導第二班 調査指導第三班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童及び家庭についての調査、社会診断及びこれらに基づく指導</li> <li>(2) 児童福祉施設等措置費用の負担能力の認定</li> <li>(3) 障害児施設負担上限月額等の認定</li> <li>(4) 児童の相談に係る関係機関等との連絡及び調整</li> </ul>
虐 待 対 策 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童虐待の相談、通告等に係る対応</li> <li>(2) 児童虐待に係る調査研究</li> <li>(3) 児童虐待に係る関係機関との連絡及び調整</li> </ul>
診断指導第一班 診断指導第二班	児童の心理診断、医学診断等及び指導（調査指導班の所管に属するものを除く。）
一 時 保 護 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童の一時保護の実施</li> <li>(2) 一時保護児童の生活指導、行動観察及び行動診断</li> <li>(3) 一時保護児童の移送</li> <li>(4) 一時保護児童の所持品の引取り、保管及び処理</li> </ul>

(7) 社会福祉審議会（児童福祉専門分科会処遇検討部会）

根拠法令 児童福祉法第 27 条、同法第 33 条

**第 27 条第 6 項**

第 1 項第 1 号から第 3 号までの措置（第 3 項の規定により採るもの及び第 28 条第 1 項第 1 号または第 2 号ただし書きの規定により取るものを除く。）もしくは第 2 項の措置を解除し、停止し、もしくは他の措置に変更する場合で、保護者の意に反するとき等は児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

児童相談所における援助の決定の客観性の確保と専門性の向上を図ることにより、子どもの最善の利益を確保するため、本市においては、千葉市社会福祉審議会条例第 7 条に基づく専門分科会に処遇検討部会を設置している。当該部会の決議をもって審議会の決議となる。

## Ⅱ 相談措置業務

相談措置業務は、相談措置班の児童相談員が担当している。児童相談員は、児童相談所における最初の窓口として、市民及び関係機関からの相談等に応じる相談業務、施設入所を始めとする措置業務を中心に行い、児童相談所と各関係機関との連絡調整を図っている。

### 1 業務内容

#### (1) 相談受付

児童相談所は、子どもに関わる様々な問題について、子ども及びその家族、学校、福祉事務所、警察などの関係機関からの相談に応じている。その相談方法には、子ども及びその家族、関係者が直接来所する方法、関係機関からの文書による通告・送致による方法に加え、電話相談がある。

来所による相談については、児童相談員が受付面接（インテーク）を行い、相談の目的・ニーズ（主訴）を把握するとともに、問題発生の経過、原因、問題点などを探求し、相談所で行える援助について説明を行なう。また、内容によっては他の機関を紹介する。

通告・送致は主に警察、福祉事務所等から行われる。問題が急迫している場合は、子どもの身柄を伴う場合もある。

受付したケースはすべて受理会議に提出され、子どもの安全や緊急性の確認、当面の処遇並びに効果的な対応を検討し、調査、診断及び一時保護の可否等を決定する。

#### (2) 措 置

児童福祉法第27条1項第3号による里親委託、施設入所に代表される子どもの処遇についての諸業務を、援助方針決定会議の決定に基づいて行っている。

主な措置として、以下のものがある。

- ① 里親・ファミリーホームへの委託、児童福祉施設等への入所
- ② 家庭裁判所への送致
- ③ 児童福祉法第27条第1項第2号による児童福祉司指導等





## 2 相談実施状況

### (1) 相談件数推移

令和2年度の相談総件数は5,574件であり、前年度の6,145件に対し571件減少した。月別では、6月・9月にやや多い傾向がある。(表1-1)

例年相談件数は増加傾向にあり、5年前(平成27年相談件数4,702件)と比較すると119%、10年前(平成22年相談件数3,796件)とでは147%、15年前(平成17年相談件数2,930件)とでは190%の増加率となっている。令和2年度は新型コロナウイルス(COVID-19)の流行による緊急事態宣言、外出自粛等の影響から相談の延期や療育手帳判定の更新時期の延長措置等に伴い減少したものと考えられる。(表1-2)

### (2) 経路別受付状況

経路別では福祉事務所からの相談が1,609件(28.9%)と最も多く、続いて警察署からの相談916件(16.4%)、家族・親戚からの相談798件(14.3%)の順となっている。(表2)

福祉事務所からは療育手帳の判定依頼によるもの、警察署からは虐待の通告によるものが大半を占めている。

### (3) 年齢別・種別受付状況

種類別に見ると、養護相談が2,564件(46.0%)と最も多く、続いて障害相談2,355件(42.2%)の順となっている。養護相談の中では、虐待相談が1,784件(69.6%)と大半を占めている。障害相談の中では、知的障害相談が2,125件、育成相談の中では性格行動相談が165件と最も多くなっている。(表3)

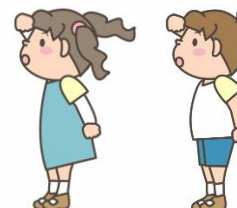
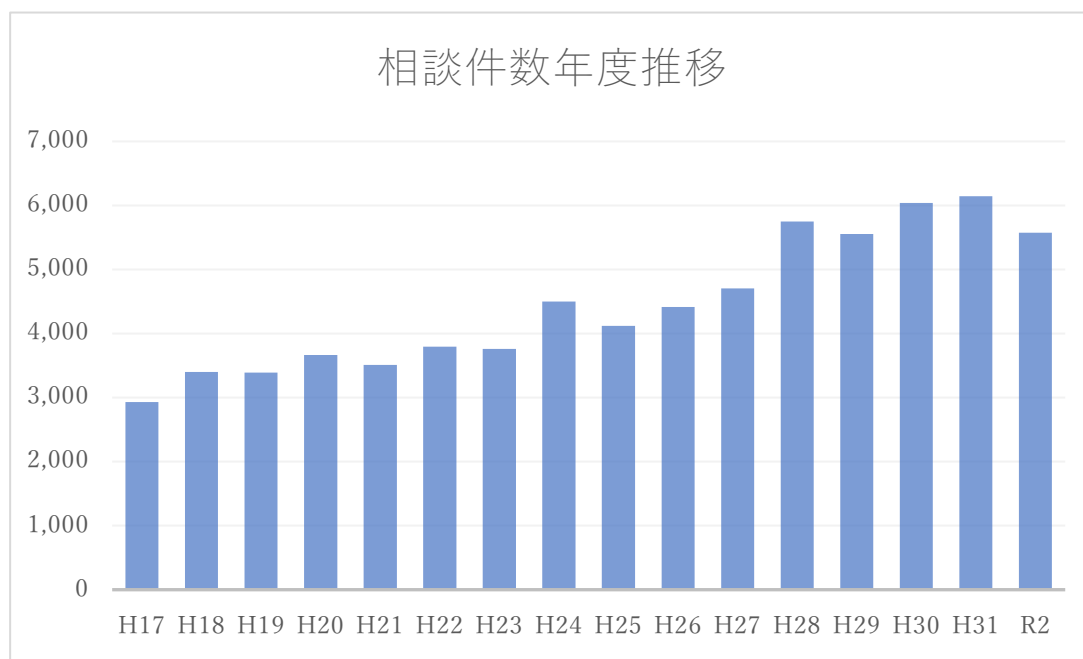
また養護相談の件数が年々増加しており、特に構成割合の増加が顕著といえる。

(表 1 - 1) 月別受付状況

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	405	361	584	500	446	586	486	443	440	493	414	416	5,574

(表 1 - 2) 年度推移

年度別	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
相談件数	2,930	3,401	3,388	3,667	3,510	3,796	3,762	4,502	4,122	4,413	4,702	5,748	5,554	6,041	6,145	5,574



(表2) 経路別受付状況

	都道府県・政令市等				市町村				児童福祉施設 指定発達支援医療機関			児童家 庭支援 センター	認定 こども園	警察署	家庭 裁判所	保健所及び 医療機関	
	児童 相談所	福祉 事務所	保健 センター	その他	福祉 事務所	児 童 委 員	保 健 センター	その他	保育所	児童福 祉施設	指定発達 支援医療 機関					保健所	医 療 機 関
男	91	1,115	213	174	0	1	0	0	47	44	0	0	2	478	6	2	50
女	67	494	120	100	0	0	0	0	45	56	0	1	1	438	1	2	52
計	158	1,609	333	274	0	1	0	0	92	100	0	1	3	916	7	4	102

	学校等			里親	児童委員 (通告仲 介含む)	家族・親 戚	近隣・ 知人	児童 本人	その他	計	(再掲)			
	幼稚園	学校	教育委 員会等								措置 変更	期間 延長	巡回 相談	電話 相談
男	15	162	55	3	4	409	309	14	88	3,282	5	7	161	153
女	8	151	32	1	1	389	247	28	58	2,292	5	10	138	201
計	23	313	87	4	5	798	556	42	146	5,574	10	17	299	354

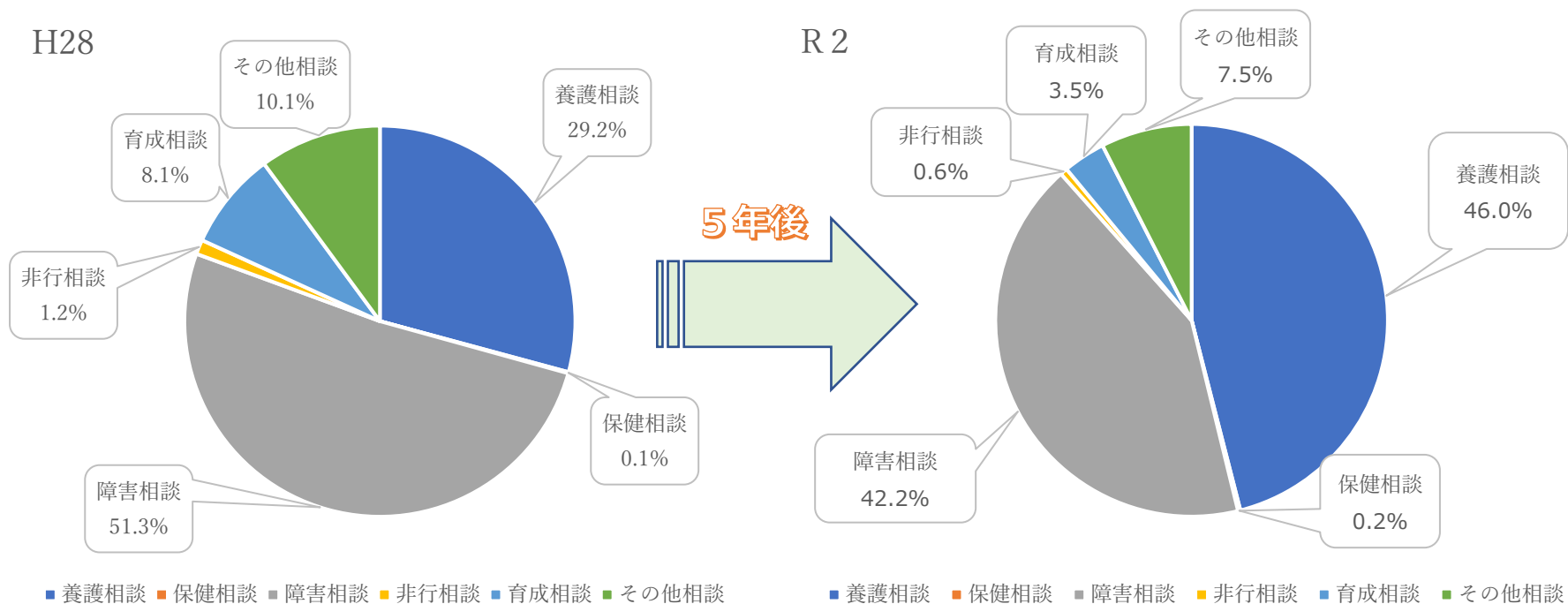


(表3) 年齢別・種別受付状況

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
0歳	93	53	2	0	0	0	1	15	0	0	0	0	0	0	0	27	191
1歳	123	69	0	3	0	13	1	28	4	0	0	1	0	0	0	23	265
2歳	136	60	2	1	0	56	1	101	25	0	0	5	0	0	1	13	401
3歳	119	57	2	0	0	19	0	145	11	0	0	22	0	0	1	10	386
4歳	120	35	0	0	0	28	0	130	6	0	0	6	2	2	1	13	343
5歳	126	30	0	0	0	20	1	144	7	0	0	5	0	0	1	20	354
6歳	135	43	1	0	0	3	3	114	0	0	0	3	0	1	0	87	390
7歳	111	47	0	0	0	3	0	108	1	0	0	4	0	0	1	16	291
8歳	102	39	0	0	0	0	0	99	2	0	0	6	0	0	0	16	264
9歳	109	36	0	0	0	1	0	113	2	0	0	7	3	0	0	17	288
10歳	89	50	0	0	0	0	0	112	2	2	0	11	0	0	0	7	273
11歳	93	42	0	0	0	0	1	127	1	2	0	15	5	0	0	15	301
12歳	82	38	0	1	0	1	1	100	3	1	2	13	1	0	0	19	262
13歳	82	38	0	0	0	1	0	128	1	5	2	14	1	0	2	15	289
14歳	89	44	0	0	0	3	0	130	0	6	1	24	2	1	0	19	319
15歳	68	36	1	0	0	0	0	105	2	3	1	11	2	0	0	15	244
16歳	60	31	0	0	0	0	0	81	0	3	0	5	1	0	0	14	195
17歳	47	30	0	1	0	0	0	135	0	5	0	8	0	0	1	57	284
18歳以上	0	2	0	0	0	0	0	210	0	0	0	5	1	0	0	16	234
合計	1,784	780	8	6	0	148	9	2,125	67	27	6	165	18	4	8	419	5,574

(表3-参考) 種別相談件数年度推移

相談種別	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他相談	計
H 2 8	1,676 (29.2%)	5 (0.1%)	2,951 (51.3%)	70 (1.2%)	464 (8.1%)	582 (10.1%)	5,748 (100%)
H 2 9	1,656 (29.8%)	3 (0.1%)	2,883 (51.9%)	79 (1.4%)	349 (6.3%)	584 (10.5%)	5,554 (100%)
H 3 0	2,162 (35.8%)	3 (0.1%)	2,985 (49.4%)	69 (1.1%)	305 (5.0%)	517 (8.6%)	6,041 (100%)
H 3 1	2,589 (42.1%)	10 (0.2%)	2,840 (46.2%)	54 (0.9%)	262 (4.3%)	390 (6.3%)	6,145 (100%)
R 2	2,564 (46.0%)	8 (0.2%)	2,355 (42.2%)	33 (0.6%)	195 (3.5%)	419 (7.5%)	5,574 (100%)



(表4) 養護相談における理由別施設入所・里親委託件数

	家出 (失踪を 含む)	死亡	離婚	傷病 (入院を 含む)	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	0	0	1	2	14	2	7	26
里親・ ファミリーホーム委託	0	1	0	3	1	5	5	15

(表5) ぐ犯・触法相談の内容別受付件数

	男	女	計
窃盗・万引き	1	1	2
金銭持ち出し	6	0	6
暴行・傷害・器物損壊	2	0	2
放火・弄火	0	0	0
家出・浮浪	3	11	14
性的逸脱	5	0	5
その他	2	2	4
合計	19	14	33



#### (4) 相談処理

児童相談所では受け付けた相談について次のような援助をとり、相談の処理としている。(表6)

##### ① 面接指導

面接指導では、ア 助言指導、イ 継続指導、ウ 他機関あっせん、に分類され、その内容は次の通りである。なお、面接指導は在宅による指導を前提としており、在宅指導には面接指導の他に児童福祉法による措置としての指導も行われることがある。

##### ア 助言指導

1 ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子ども、保護者等に対する指導をいう。

##### イ 継続指導

複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。

##### ウ 他機関あっせん

他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに関連する制度の利用が適当と認められるケースについては、子どもや保護者等の意向を確認の上、速やかに当該機関にあっせんする。

##### ② 児童福祉司指導

複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等において、児童福祉司が子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じて通所させる等の方法により、継続的に指導を行う。

##### ③ 児童委員指導

問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられるケースに対して指導を行う。

##### ④ 児童家庭支援センター指導

地理的要因や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるケースに対して行う。

##### ⑤ 訓戒・誓約

子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行う。

⑥ 児童福祉施設入所

児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により、乳児院、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設へ児童を入所させる。入所にあたっては、児童相談所で相談を受付けた後、社会診断・心理診断・行動診断等各側面からの検討を行い、慎重に判断する。

⑦ 指定発達支援医療機関委託

重症心身障害児、肢体不自由児（筋萎縮症児）について、児童福祉法第 27 条第 2 項の規定により指定発達支援医療機関に児童福祉施設と同様に入所させて、治療等を行う。

⑧ 里親等委託

里親として市が認定した者、あるいは小規模住宅型児童養育事業を行う者に、家庭での養育に欠ける子どもを委託し、児童の健全な育成を図る。

⑨ 福祉事務所送致等

子ども・保護者等を、福祉事務所の知的障害者福祉司または社会福祉主事に指導させる必要がある場合、助産施設・母子生活支援施設・保育所への入所措置をとる必要がある場合、15 才以上の子どもについて身体障害者更生援護施設または知的障害者援護施設に入所させることが適当である場合に、福祉事務所へ送致、報告または通知する。

⑩ 家庭裁判所送致

ア 児童福祉法第 27 条第 1 項第 4 号による送致

触法少年及びびく犯少年について、専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することがその子どもの福祉を図る上で適当と認められる場合に行う。

イ 児童福祉法第 27 条の 3 による送致

一時保護中または児童自立支援施設等の施設へ入所中の子どもであって、無断外出等が著しく、行動自由の制限を行う真にやむを得ない事情があると認められる場合に行う。





(表6) 相談種別処理状況

		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	福祉事務所送致・通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家裁送致第27条第1項第4号	障害児施設等への利用契約	その他	計	
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	家裁送致(第27条03)(再掲)	通所						施設待機(再掲)	
相養 談護	児童虐待	136	404	0	7	0	1	0	0	14	0	0	0	1		0	0	1,789	9
	その他	546	229	13	1	0	4	0	0	12	0	0	0	14		0	0	819	9
保健相談		4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	8	0
障 害 相 談	肢体不自由	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		2	0	8	0
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	言語発達障害等	104	10	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	148	0
	重症心身障害	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		7	0	16	1
	知的障害	210	4	20	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0		0	0	2,129	1
	発達障害	50	0	17	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		0	0	68	0
相非 談行	ぐ犯等	11	12	4	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	29	0
	触法行為等	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0
育 成 相 談	性格行動	142	21	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		0	0	168	2
	不登校	10	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	18	0
	適性	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	4	0
	育児・しつけ	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	8	0
その他の相談		419	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	419	0
計		476	701	104	8	0	5	4	0	29	0	0	0	16	0	9	0	5,637	22

(表7) 施設別児童数 (措置)

令和3年3月31日現在

施設種別	施設名	児童数	施設種別	施設名	児童数	
児童養護施設	富浦学園	6	障害児入所施設(福祉型)	袖ヶ浦福祉センター養育園	1	
	平和園	5		不二学園	8	
	恩寵園	6		桐友学園	1	
	成田学園	2		香取学園龍ヶ谷寮	5	
	香取学園松葉寮	0		横の木学園	4	
	子山ホーム	2		八幡学園	1	
	獅子吼園	5		筑峯学園	2	
	滝郷学園	0		慈光良児園	2	
	蛭雪学園	6		上の原学園	1	
	房総双葉学園	9		ねむの木学園	1	
	ひかりの子学園	3		わかたけキッズ	1	
	野の花の家	4		鹿島育成園	1	
	ほうゆうキッズホーム	18		豊四季光風園	2	
	一宮学園	10		のびろ学園	1	
	東海学園	3		<b>小計</b>	<b>31</b>	
	晴香園	3		障害児入所施設(医療型)	愛育園(肢体)	2
	はぐくみの杜君津	1			愛育園(重心)	2
	響の杜学園	6			紫香楽病院	1
	陽生園	1			千葉東病院	1
	びつき	1			桜木園	2
<b>小計</b>	<b>91</b>	<b>小計</b>	<b>8</b>			
乳児院	エンジェルホーム	13	<b>施設合計</b>		<b>148</b>	
	ほうゆうベビーホーム	1	ファミリーホーム	スマイル	3	
	方舟乳児院	1		ふるかわ	4	
	<b>小計</b>	<b>15</b>		せんすい	3	
生実学校	2	みらいホーム		4		
児童自立支援施設	国立武蔵野学院	0	吉成	1		
	きぬ川学院	0	うっちーホーム	4		
	<b>小計</b>	<b>2</b>	まつだホーム	4		
児童心理治療施設	望みの門木下記念学園	1	<b>小計</b>	<b>23</b>		
	<b>小計</b>	<b>1</b>	<b>里親</b>		<b>39</b>	
					<b>ファミリーホーム・里親合計</b>	<b>62</b>
					<b>合計</b>	<b>210</b>

※本市が入所措置をとった児童数についてのみ計上。

(表8) 施設入所・解除状況 (措置)

施設種別	児童養護施設	乳児院	里親	ファミリーホーム	児童自立支援施設	児童心理治療施設	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	合計
入所	12	10	5	11	2	0	5	0	45
解除	16	7	8	2	5	0	0	3	41

### 3 電話相談

近年の核家族化、ライフスタイルの多様化等により、子育てについての不安・悩みを抱える家族が増加している中、複雑多様化する児童の問題に対応するため、電話の持つ即時性・匿名性・簡便性の機能を活用した援助を目的とする電話相談を行っている。相談の受付は、月曜から金曜の午前9時から午後4時30分とし、4名の電話相談員が交代で受け付けている。

令和2年度の電話相談件数は354件で、前年度と比べ42件少なかった。相談内容は、育成相談が85件と全体の24.0%であり、中でも性格行動相談が最も多くを占めている。

(表9) 対象者別件数 (電話相談)

乳幼児	小学生	中学生	高校生以上	計
153	85	42	74	354



(表10) 種別受付件数 (電話相談)

養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計
児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け		
6	15	8	0	0	3	0	0	11	4	0	61	13	4	7	222	354

(表11) 性格行動相談の内容別件数 (電話相談)

非社会的行動				反社会的行動			神経症習癖						その他						計		
孤 立 ・ 内 気	無 気 力	緘 黙	そ の 他	反 抗 ・ 乱 暴	盗 み ・ 持 ち 出 し	そ の 他	指 チ ツ ク や 爪 か り み	夜 尿 ・ 遺 尿 ・ 遺 糞	夜 驚 ・ ね ぼ け	身 体 症 状 の 訴 え	強 迫 的 行 動	そ の 他	親 子 関 係	落 ち 着 き の な さ	集 団 不 適 応	学 校 へ の 不 満	い じ め	友 達 関 係		思 春 期 問 題	そ の 他
1	0	0	1	12	2	0	0	1	0	1	1	3	19	2	1	2	2	8	3	2	61

(表12) 処理別件数 (電話相談)

助言指導	来所指示	他機関あつせん	その他	計
250	11	47	46	354

### Ⅲ 里親支援業務

里親制度とは、養育する者がいないまたは保護者に監護させることが不相当である等の事情により家庭で暮らせなくなった児童を、児童福祉法に基づき里親に委託する制度である。新生児から高年齢児まで、すべての児童を対象としている。

保護者の元から離れなければならなくなった子どもたちに、特定の大人から愛情を受け、それぞれの育ちに応じたケアを受け、健やかに育つ環境を整えることは、子どもにとって非常に重要である。ひとりでも多くの子どもにその機会が与えられるよう、本市においては、平成 28 年度より里親業務を専門に担当する里親支援班を新設し、制度の推進を図っている。また里親同様、自宅で最大 6 名まで子どもを養育できるのがファミリーホームである。

里親には、以下の 4 つの種類がある。

- ① 養育里親（保護者の元で暮らせるようになるまで、または自立するまでの間養育する里親）
- ② 専門里親（養育里親のうち、より専門的な知識、経験を有する里親を専門里親として登録する）
- ③ 養子縁組里親（養子縁組を前提として、養育する里親）
- ④ 親族里親（扶養義務のある親族が、児童を養育する里親）

#### 1 業務内容

- (1) 里親の認定登録に関すること
  - ・希望者の相談受付、養子縁組里親の登録前の研修・実習の実施、調査の実施
- (2) 新規委託の調整（選定・マッチング等）
  - ・里親委託希望の児童に対する受託里親の選定に関する調整
  - ・委託に向けた交流の調整
  - ・受託時に必要な手続きの調整、同行
- (3) 委託（一時保護含む）後の里親家庭への家庭訪問や面接、関係機関との調整
- (4) 里親に対する研修や情報提供
- (5) 里親制度についての広報啓発
- (6) ファミリーホームへの支援
- (7) 里親養育包括支援事業業務委託に関すること
  - ・養育里親の啓発から委託後支援を民間事業者に委託し、協働して制度推進を図る
- (8) 里親会との連携

## 2 令和2年度実施状況

里親及び市内支援機関との協働のもと、里親制度の促進・普及に加えて、里親家庭で暮らす子どものよりよい暮らしを支える体制づくりを目指し、以下のような取り組みを行った。

### (1) 里親の認定登録・研修に関すること

ア 新規登録里親家庭数 14組 ※過去最高

イ 研修体制の見直し

児童相談所、里親養育包括支援事業受託事業者で行う研修を、国の通知に基づき見直しを行い、以下のように登録前から登録後も研修を受講できるようにした。

- ① 登録前研修においては、社会的養護の現状や里親に求められる役割が理解できるよう、実習を基礎研修1日、登録前研修2日とすることでその目的を明確化した。
- ② 養子縁組里親登録前研修を1日→2日とし、内容の見直しを図った。
- ③ スキルアップ研修（登録里親対象）年1回⇒2回（里親養育包括支援事業者に委託）
- ④ ぶち学びの会（新設）月1回、里親、里親支援機関、児童相談所職員を対象として実施した。

### スキルアップ研修の概要

【第1回】令和2年9月27日

テーマ：こどものみかた～生い立ちの整理と回復～

講師：一宮学園 副施設長 山口 修平 氏

※こどもプログラムを並行開催（オリジナルTシャツを作ろう）



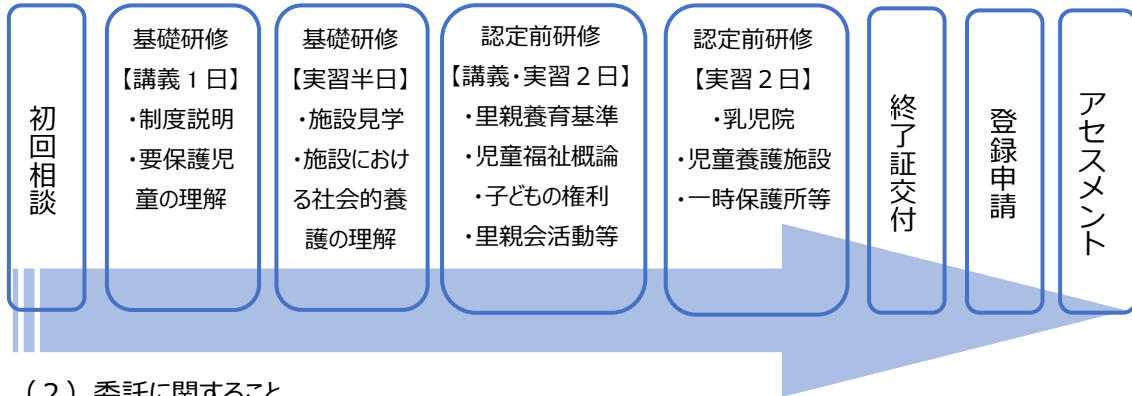
【第2回】令和3年3月17日

テーマ：ライフストーリーワーク ～子どもの未来に向けて～

講師：立命館大学 准教授 徳永 祥子 氏

※新型コロナウイルス感染防止のためこどもプログラムは未実施

参考：里親の研修体系【認定前研修】



## (2) 委託に関すること

- ・新規委託児童数 里親 5名 ファミリーホーム 9名
- ・特別養子縁組成立件数 1件

## (3) 制度推進に関すること

### ア 里親養育包括支援事業委託

NPO 法人「キーアセット」に事業委託。養育里親の新規開拓から委託後支援まで包括的に実施。

### イ 里親委託等推進委員会 2回

### ウ 市政だより

制度説明会等イベント及び制度周知を実施

### エ 市ラジオ番組・市 Twitter の活用

10月里親月間に合わせたラジオでの制度周知、Twitterでの制度、イベント周知

### オ パネル展示「旅する里親パネル展示」への参加【新規】

毎年実施しているパネル展示に児童相談所も参加し、子どもたちの作品を展示することを通じて社会的養護の理解を促した。

### カ こども若者のワークショップ（こども企画課所管）による啓発ツールの作成【新規】

こども企画課の事業である「こども・若者のワークショップ」にて「里親をPRしよう」を実施。子どもの視点で里親制度を学び、PRの方法を考えた。

### キ 市職員の退職者向けチラシ配布【新規】

市職員には教職員、保健師、保育士等児童福祉に関連のある人材が多いこと等から、退職者に向けて里親制度の啓発チラシを配布した。



# パネル展示「旅する里親パネル展」



## 子ども若者の力 ワークショップ概要

- 【参加者】 13名 (小6から中2)
- 【構成】 全6回
  - ・家族とは何か。家族の多様性を知る。
  - ・里親制度を知る。千葉市の現状を知る。
  - ・ファミリーホーム見学、里子ユースの話
  - ・PRを考え、ツールを作成
- 自分たちで考えて、所属クラス・学年にアンケートを実施 (約 600 名が回答)。

家族ってなんだろう？  
里親ってなあに？

### 【成果】

- ・子どもへの周知の重要性が示され、子どもをターゲットとした啓発ツール案が出された。
  - ・ロゴマーク、チラシのアイデア、オリジナル里親クイズなど新たな啓発ツールのアイデアが出された。
- ⇒次年度以降活用予定

上から見ても下から見ても...



明るいイメージにしたい!

#### (4) 里親支援体制

ア 里親支援班ソーシャルワーカーの増員 1名 → 2名

・里親を孤立させない支援を目指す体制強化(例示：住民票異動、銀行などの委託時手続きの同行、入園、入学時の学校等への事前説明実施、医療機関受診時の必要に応じた同行、レスパイト調整、定期家庭訪問、面接のほか必要に応じた訪問等)

イ レスパイトの利用促進

・里親同士のつながりを作る場を増やす、マッチング時期からレスパイトの利用促進を図る。

利用回数 令和元年度 1回 ⇒令和2年度 27回

### 3 里親の状況

令和3年3月31日現在の里親登録数は92組(うち親族里親3組)であり、そのうち33組の里親に児童が委託されている。登録里親数では養育里親が最も多く、次いで養子縁組里親となっている。(表1)

委託されている児童の数は、男女にあまり違いは無く、幼児が最も多くなっている。(表2)

里親・ファミリーホームへの委託児童数は、年々増加している。同時に里親委託率についても年々上昇している。(表3)

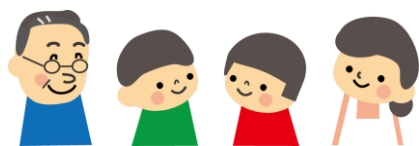
(表1) 里親の状況

種別	登録 里親数	受託 里親数
養育里親 (組)	66	28
専門里親 (人)	6	0
養子縁組里親 (組)	23	2
親族里親 (組)	3	3
計	92	33

(表2) 里親委託の状況

性別 年齢	委託されている児童		
	男	女	計
0歳	0	2	2
1～6歳	8	8	16
7～12歳	5	6	11
13～15歳	1	1	2
16歳以上	6	2	8
計	18	19	39

※うち2人は管轄外里親への委託

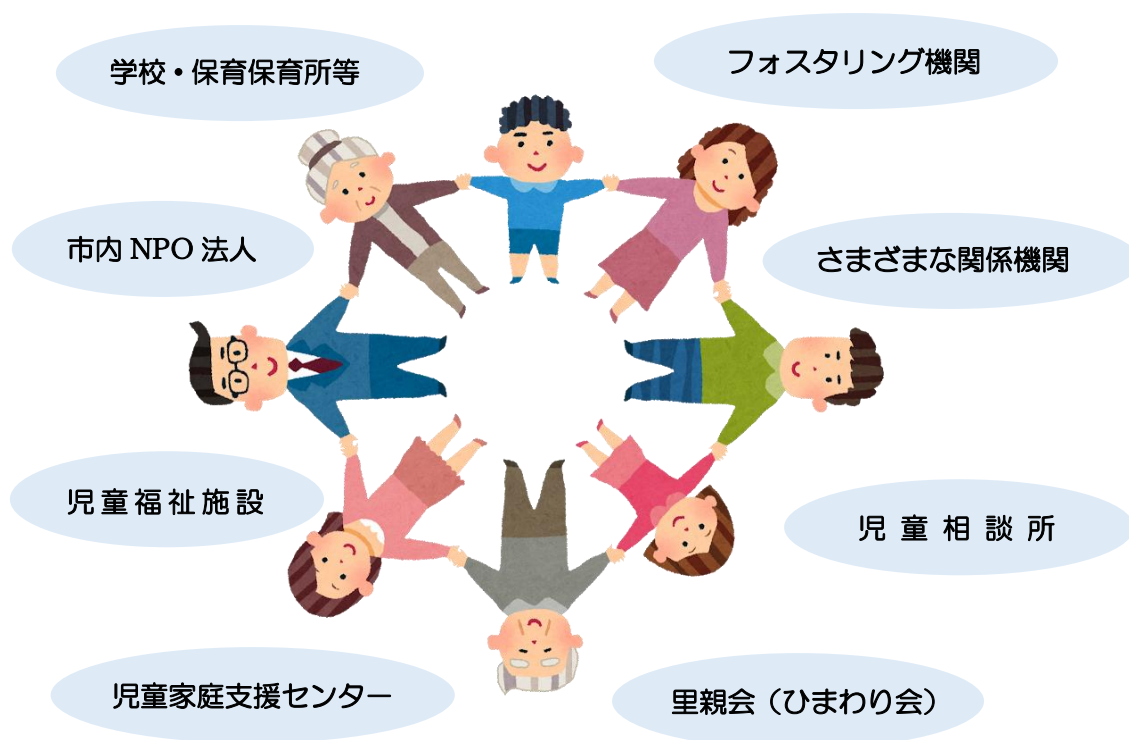




(表 3) 里親等委託率の推移

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
里親・ファミリーホーム委託児童数	39	49	53	56	62
要保護児童数	167	167	176	163	168
里親等委託率 (%)	23.4	29.3	30.1	34.4	36.9

里子の健やかな成長のための繋がり



## IV 虐待対策業務

平成元年に国連総会にて子どもの権利条約が採択され、平成 6 年には日本でも子どもの権利条約を批准することとなった。子どもの権利擁護とりわけ児童虐待が社会的な問題として認識されるようになり、こうした社会背景を受け、平成 12 年に議員立法により「児童虐待の防止に関する法律」が制定された。

これ以降、児童虐待に関する通告や一時保護が急増し、児童虐待に対応するため児童相談所の体制強化を始めとした法改正等が重ねられてきたところである。

本市では、これら社会情勢及び子どもの権利擁護に対する取り組みとして、虐待対策班を新設し、児童虐待に関する専門性の向上及び強固な体制の維持に努めているところである。

なお「児童虐待の防止等に関する法律」において、児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年者後見人その他の者で、子どもを現に監護する者）がその監護する子ども（18 歳未満）の人権を著しく侵害し、その心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為として定義されている。

### 虐待行為の 4 類型 「児童虐待の防止等に関する法律」第 2 条

#### ◎身体的虐待

- ・子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

#### ◎性的虐待

- ・子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること

#### ◎ネグレクト

- ・子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的、性的及び心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

#### ◎心理的虐待

- ・子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上同様の事情等にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

## 1 業務内容

### (1) 児童虐待通告等に係る対応

児童相談所では、児童虐待通告等を受け付けると児童福祉司が中心となり、直接若しくは学校保育所等の関係機関などの協力を得て、原則 48 時間以内に子ども（同様の条件下にあるきょうだいを含む。）の安全確認を行い、合わせて子どもや家族の状況等に関する調査を行う。この結果を以て一時保護を必要と判断した場合には、子どもを児童相談所に付設する一時保護所に入所させるか、児童福祉施設や病院など他の適切な機関等に一時保護を委託する。また、児童虐待が行われているおそれがある場合に子どもの安全確認等が困難な際には、立入調査や臨検等を行い、子どもの安全確保を最優先に図っている。

### (2) 児童虐待に係る統計分析や広報・啓発

当児童相談所において受理し、対応した児童虐待ケースに関する統計分析などを行い、児童虐待の予防や防止に向けた適切な対応を行うための基礎資料としている。また、児童虐待に関係している機関（者）に対し、児童虐待の予防や防止などに関する研修会等を行っている。

### (3) 児童虐待に係る関係機関との連絡・調整・支援

児童虐待に関しては、関係機関（者）との連携の強化・調整を図り、家族支援について迅速かつ適切に対応する必要がある。要保護児童対策及びDV防止地域協議会を適宜活用し、情報交換や援助検討などを行っている。また必要に応じて同行訪問や対応の助言等を行い、地域で子どもと家族を支援する体制づくりを行っている。

## 2 虐待通告受付・対応状況

虐待通告受付件数と対応件数（当該年度に受け付け対応した件数）は以下のとおりである。虐待通告受付件数は前年と比べて 48 件増加している。年々増加傾向にあり 10 年前と比較すると 316%の増加となっている。虐待通告の経路は警察からが 740 件（42%）と最も多く、次いで近隣知人からが 290 件（16%）と、警察と近隣知人からで全体の 58%を占めている。（表 2）虐待通告の対象児童の年齢内訳は就学前の児童で 830 件と 47%を占めており、小学生（581 件）まで含めると全体の 80%となる。虐待通告の種別については心理的虐待ケースが 999 件（57%）と最も多い。

（表 1）虐待通告受付件（推移）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
件数	565	800	805	782	1,093	1,122	1,122	1,510	1,736	1,784

（表 2）虐待通告対応件数（種別推移）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
身体的虐待	192	216	250	215	371	361	377	568	519	519
性的虐待	6	21	21	11	11	9	6	18	16	17
心理的虐待	260	369	360	340	482	545	534	675	823	999
ネグレクト	114	209	182	220	237	220	186	252	296	231
計	572	815	813	786	1,101	1,135	1,103	1,513	1,654	1,766

（表 3）虐待通告対応件数（区別）

区	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	市外	計
対応件数	372	255	314	365	254	199	7	1,766

（表 4）虐待通告経路別対応件数

	都道府県・市町村				認定こども園・保育所	指定発達支援機関・児童福祉施設	児童支援センター・児童家庭支援センター	警察等	医療機関	教育委員会・学校	児童委員	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	保健センター・その他	その他													
件数	50	7	48	23	80	5	1	740	59	246	3	120	17	290	19	58	1,766

(表5-1) 種別件数 (年齢別)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0歳以上3歳未満	49	2	239	57	347
3歳以上就学未満	151	4	276	52	483
小学生	193	3	304	81	581
中学生	86	5	131	27	249
高校生以上	40	3	49	14	106
計	519	17	999	231	1,766

(表5-2) 種別件数 (性別)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
男	301	6	494	121	922
女	218	11	505	110	844
計	519	17	999	231	1766

(表6) 援助の状況

	継続指導	児童福祉司指導	児童福祉施設等入所
件数 (重複含む)	404	7	15

(表7) 安全確認等 (児童虐待防止法関係)

	安全確認	出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・搜索	援助要請
件数	1766	2	6	0	0	17

### 3 広報・啓発活動

#### 児童虐待関係機関職員研修会の開催

(令和2年度は、市内保育所(園)等に所属する職員を対象とした。)

##### (1) 目的

日頃、子どもと関わりのある関係機関の職員に対して、児童虐待に関する専門的知識修得のための研修を行うことにより、児童虐待への適切な対応と防止を図る。

##### (2) 内容

ア 千葉市における児童虐待の傾向および、虐待通告時のポイントについて

イ 「幼稚園、保育施設等における児童虐待の早期発見・対応・その後の関わり方について」

社会福祉法人 子どもの虐待防止センター アドバイザー 高田 真規子 氏

##### (3) 開催実績

実施日：令和2年11月9日(月)

実施場所：千葉市児童相談所

出席者数：84名

### 4 夜間電話相談

児童虐待の相談・通報や子育ての悩みなどの一般相談について、夜間帯においても対応できる体制をとっている。午後5時30分から翌朝8時45分の間、輪番制により毎日1名が電話対応を行っている。(※令和3年度より、社会福祉法人への委託(午後6時15分から翌朝8時30分までの間)の形態としている。)

(表8)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
虐待相談	121	147	171	229	208
一般相談	1,048	886	1,110	886	783
計	1,169	1,033	1,281	1,115	991

## 5 参考（法改正等）

（表 7）

和暦	法制度	変遷内容
平成元年	国連総会にて子どもの権利条約採択	
平成 6 年	子どもの権利に関する条約に批准	
平成 12 年	児童虐待防止等に関する法律制定	議員立法
平成 16 年	児童虐待防止等に関する法律改正	児童虐待の定義見直し、通告義務の拡大、市町村の役割明確化、要対協の法定化
平成 19 年	児童虐待防止等に関する法律改正	立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限強化
平成 23 年	児童虐待防止等に関する法律改正	親権停止及び管理権喪失の審判等について児相長に申立権の付与
平成 28 年	児童福祉法改正	目的規定の見直し、市町村支援拠点整備、児童福祉司等の配置基準化、一時保護や自立援助ホームの対象年齢の拡大
平成 29 年	児童福祉法改正	一時保護（2 か月超）司法関与の強化
平成 30 年	児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策	安全確認の徹底、警察との情報共有の強化等
令和元年	児童福祉法改正	児童福祉司の増員、専門職配置等による児童相談所の機能強化、関係機関との連携強化、児童相談所業務内容の明確化、親権者による体罰の禁止

子どもを健やかに育てるために  
～愛の鞭ゼロ作戦～

体罰等によらない  
子育てを広げよう!

子どもへの体罰は法律で禁止されて、  
体罰等によらない子育てを推進するため、  
子育て中の保護者に対する支援も含めて  
社会全体で取り組んでいきましょう。

子どもを健やかに育てるために  
～みんなが育児を変える社会に～

189  
児童相談所

## V 調査指導業務

調査指導班の児童福祉司は、区別に担当者を配置し、そこに生活する住民などから児童福祉に関する相談に応じ、関係機関との密接な連携をとりながら、専門的技術に基づいて必要な調査・援助を行っている。

### 1 社会診断

社会診断は、調査により子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境との関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う。

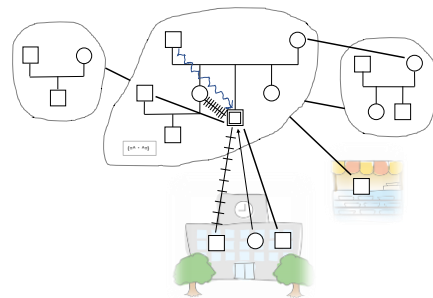
#### (1) 調査とは

子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、子どもや保護者等の状況等を知るために行われる。そのため、子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら情報の収集を行う。

#### (2) 方法と調査事項

調査の方法には面接（所内面接、訪問面接）、電話、照会、委嘱、立入調査等による方法がある。主に調査する事柄は次のようなものをいう。これら調査で得られた情報をもとに子どもや保護者等に対する最も適切で効果的な援助方針を作成する。

- ① 子どもの居住環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況
- ② 子どもの家庭環境、家族の状況
- ③ 子どもの生活歴、生育歴
- ④ 子ども、保護者等の現況
- ⑤ 過去の相談歴等
- ⑥ 児童相談所以外の機関の子ども・家族への援助経過
- ⑦ 援助等に関する子どもや保護者等の意向
- ⑧ その他必要と思われる事項





## 2 個別指導

児童福祉法第26条及び第27条による指導は、児童福祉司の職務の中核をなすもので、被虐待児童のみならず、養育困難を主訴とした家庭、非行等性格行動の課題がある児童に対する指導まで多岐にわたる。前頁1の社会診断や、心理診断・行動診断をもとに、個別に援助方針をたて、個々の児童や家庭の状況にあわせた指導、支援を行う。

### (1) 助言指導

数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる場合に、目的や効果等を考慮し、電話、文書、面接等適切な方法を工夫し行う。

### (2) 継続指導

複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対し子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的にソーシャルワークを行う。自立援助ホーム利用中の児童の自立支援および家庭との関係調整等も含む。

### (3) 法第27条第1項3号の措置により施設等入所中の家庭への指導

施設入所等の措置となった家庭について、家庭復帰や自立に向けた課題の解決のための指導を行う。

- ・家庭訪問：養育環境や家族の生活状況の確認など必要に応じた指導等を行う。
- ・通所面接：家庭での課題の振り返りや親子のかかわりに関する指導等を行う。
- ・面会交流：家族関係の調整等、個々の援助方針に沿って家族との面会や交流を行う。

### 3 担当地域の把握と関係機関との連絡調整

担当地域に関する実状を把握することは、子どもの福祉を守り適切な保護指導を行う上で重要であり、関係機関と連絡を密にし、適確な情報把握に努めている。

#### (1) 児童家庭支援センターとの連携

市内 4 か所に設置されている児童家庭支援センターとは、日々情報共有に努め、家庭への支援の役割を分担しながら連携している。児童福祉法第 27 条第 1 項第 2 号により指導を委託するものもある。

#### (2) 要保護児童対策地域協議会

定期的実施される実務者会議への出席、個別支援会議の開催など、連携した支援ができるよう情報共有や役割分担を図る。

#### (3) アフターケア事業の活用

家庭以外の社会的養護等で暮らす児童が、就労や進学により退所等する場合において、自立後の安定した支援者の存在が必要である。出身施設等のアフターケアに加え、進路の状況や児童の特性などに応じて、アフターケア事業者へつなぐことも積極的に行っており、令和 2 年度は、21 名の児童の支援を依頼している。

アフターケアを担う事業者と定期的な支援報告会を開催し、令和 2 年度は 2 回実施した。

### 4 子どもの権利擁護に関すること

法務担当官（弁護士）を配置し、子どもの援助の選択や年齢に応じた意向の反映等について助言を求めている。また、未成年後見人選任の申し立てに関する手続きにも協力を得ており、令和 2 年度は 5 件の申し立てを行った。

法的手続きに際して、子どもへの説明や意見聴取、裁判書類への子どもの意向の反映等について、法務担当官が面接やカンファレンスに同席するなど、子どもの意見表明の機会確保に努めている。

## VI 診断指導業務

問題や困難に直面している子どもの福祉の向上を図るためには、その子どもの心身の状態を十分に把握し、適切な援助に結びつけていくことが不可欠である。

このため、児童心理司、言語聴覚士、医師などの専門職員が担当し、所内での各種診断及び判定（総合診断）に基づいて必要な援助を行っている。



### 1 診断・指導実施状況

（表 1）診断・指導実施件数

		合計	虐待（再掲）	非行（再掲）
令和 2 年度	延べ件数	11,047	4,420	265
	児童心理司（再掲）	10,040	4,317	261
	言語聴覚士（再掲）	1,007	103	4
平成 31 年度	延べ件数	9,925	3,001	343
平成 30 年度	延べ件数	9,255	2,873	370

（表 2）医学診断等実施件数（延べ件数）

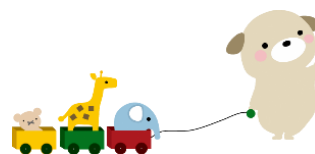
区分・相談種別		合計	虐待（再掲）	非行（再掲）
令和 2 年度	医学診断指導	1,241	277	20
	検査（身体測定）	586	276	26
	検査（聴力検査）	4	0	0
	計	1,831	553	46
平成 31 年度		1,676	605	67
平成 30 年度		2,057	239	51

## 2 心理検査等実施状況

面接、観察とともに様々な検査は子どもを総合的に理解する上で重要な方法の一つである。検査には知能の程度や特性を把握するための知能検査、運動・社会性・言語等の領域における発達の状態を把握するための発達検査、性格・行動特性等を把握するための性格検査等が含まれ、目的に応じて実施している（表3）。

（表3）心理検査等実施件数

相談区分		合計	虐待(再掲)	非行(再掲)
検査名				
知能検査	田中ビネー K-ABC WISC-Ⅲ WPPSI ITPA 等	553	77	1
発達検査	遠城寺式 新版 K 式 S-M JMAP 等	272	28	0
人格検査	SCT,Y-G P-F スタディ ロールシャッハ TAT,CAT HTP 等	88	47	2
その他	言語発達遅滞 絵画語彙発達 フロスティック 構音検査 職業適性 等	169	38	0
合 計		1,082	190	3



### 3 療育手帳に関わる判定状況

#### (1) 療育手帳制度

「千葉県療育手帳制度実施要綱」に基づき、知的障害児の療育手帳に係る判定については、児童相談所が医学診断、心理診断等の結果に基づき、所内判定会議で障害の有無、障害程度等について検討している。

#### (2) 判定実施状況

(表4) 障害程度及び判定基準

障害程度		障害程度の基準
最重度	Ⓐ	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者
重度	Aの1	知能指数がおおむね21～35以下の者で日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者
	Aの2	知能指数がおおむね36～50以下の者で重複の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者
中度	Bの1	上記以外の者で知能指数がおおむね36～50にある者
軽度	Bの2	知能指数がおおむね51～75にある者

(表5) 障害程度別・判定件数



年 度		障害程度	Ⓐ	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	非該当	合計
令和2年度	新規		5	21	3	44	163	25	261
	再判定		55	142	10	104	195	10	516
	計		60	163	13	148	358	35	777
平成31年度			51	181	8	202	424	62	928
平成30年度			62	159	9	165	360	47	802



#### 4 判定意見書等交付状況

令和2年度の交付件数は下記の通り。これらの判定意見書等は、各種の援護制度利用のため、保護者及び関係各機関からの依頼により交付している（表6）。

障害児保育に係る判定は、子どもの障害程度を証明するものである。また、保育所、幼稚園、学校、施設等からは子どもの指導方針についての意見を求められることがあり、「判定意見書」により対応している。状況によっては当該機関に出張して関係職員と協議することもある。これは、専門的・実地的な面から関係機関のニーズに応えるものであり、児童相談所の重要な役割の一つである。

心理療法適用に関する意見は、乳児院及び児童養護施設に入所している子どもへの心理療法の必要性の有無等について回答したものである。

検査結果の照会に対する回答は公共職業安定所や医療機関に対するものであり、障害児（者）の職業指導や医療機関での治療・療育、障害基礎年金診断書の作成に活用されている。重度児認定書は障害児施設の重度加算に係る認定書である。

（表6）判定意見書等交付件数

内容	判定意見書		紹介状	回答		重度児認定書	重度重複障害児認定書	特別児童扶養手当診断書	合計
	指導に関する意見書	心理療法適用に関する意見書		障害者相談センターへの回答	検査結果の照会に関する回答				
件数	21	42	10	175	224	28	28	348	876



## 5 1歳6か月児、3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導事業

乳幼児の精密健康診査及び事後指導は、障害の早期発見・早期治療を目的として行われている。1歳6か月児、3歳児健康診査の結果、より精密に健康診査を行う必要のある子どものうち、精神発達面に障害等が疑われるものに対して、保健所等からの依頼・通告により児童相談所が精神発達精密健康診査を実施している。

(表7) 1歳6か月児精神発達精密健康診査実施件数(実件数)

会場		相談種別						
		言語	知的障害	発達障害	性格行動	しつけ	その他	合計
令和2年度	中央保健福祉センター	10	15	1	0	0	0	26
	花見川保健福祉センター	18	0	0	0	0	0	18
	稲毛保健福祉センター	15	13	0	1	0	0	29
	若葉保健福祉センター	8	13	1	1	0	0	23
	緑保健福祉センター	11	11	2	2	1	0	27
	美浜保健福祉センター	4	5	0	1	0	0	10
	合計	66	57	4	5	1	0	133
平成31年度		67	53	5	9	2	0	136
平成30年度		100	22	1	15	0	1	139

(表8) 3歳児精神発達精密健康診査実施件数(実件数)

会場		相談種別						
		言語	知的障害	発達障害	性格行動	しつけ	その他	合計
令和2年度	中央保健福祉センター	4	4	3	2	0	0	13
	花見川保健福祉センター	6	2	0	10	0	0	18
	稲毛保健福祉センター	5	0	2	2	0	0	9
	若葉保健福祉センター	7	4	0	6	0	0	17
	緑保健福祉センター	3	2	5	6	0	0	16
	美浜保健福祉センター	2	6	4	2	0	0	14
	合計	27	18	14	28	0	0	87
平成31年度		32	22	6	21	1	1	83
平成30年度		30	5	4	34	0	1	74

(表9) 精神発達精密健康診査事後指導実施件数(実件数)

年度別	1歳6か月児	3歳児
令和2年度	12	15
平成31年度	9	9
平成30年度	11	6



## 6 各種事業

診断指導班では下記の事業を行っている。

### 親子集団通所指導事業

スタッフ：言語聴覚士・児童心理司 頻度等：週 1×6 回を 1クール（11月～12月）

#### 対象

1 歳半 3 歳児健診事後指導ケースおよび  
里親委託児（ことばやり取りに困り感のある  
幼児およびその保護者）

参加者：親子 6 組 延べ 30 人

#### 内容

親子遊びおよび保護者のグループワーク  
（言語発達の促進および保護者の孤立感の  
軽減を目指す）

### 一時保護所学童グループ①

スタッフ：児童心理司・一時保護所心理司・言語聴覚士 頻度等：月 1×4 回（通年）

#### 対象

一時保護中の小学生以上の児童

参加者：延べ 100 人

#### 内容

コラージュ作成（集団でコラージュを作成し、グループ  
体験や作品を味わう）

### 一時保護所学童グループ②

スタッフ：児童心理司・一時保護所心理司・言語聴覚士 頻度等：月 1×8 回（通年）

#### 対象

一時保護中の小学生高学年以上の児童

参加者：延べ 151 人

#### 内容

心理教育グループ（自他の気持ちの理解、怒り  
の扱い、問題解決方法等について学ぶ）



### いちほ低学年グループ

スタッフ：児童心理司・一時保護所心理司・言語聴覚士 頻度等：週 1×4 回を 1クール

対象  
一時保護中の小学生低学年の児童  
参加者：延べ 28 人

内容  
心理教育グループ（自他の気持ちの理解や表現について学ぶ）

### いちほことばグループ

スタッフ：言語聴覚士・児童心理司・一時保護所心理司 頻度等：週 1×4 回を 1クール

対象  
一時保護中の小学生低学年の児童  
参加者：延べ 35 人

内容  
言語療法グループ（相手の気持ちや自分の気持ちについて考え伝える力を育てる）

### 家族援助技術研修

スタッフ：児童心理司 頻度等：年 4 回

対象  
所内および県内児童相談所職員、市内各区保健福祉センター職員、千葉県警職員  
参加者：57 人

内容  
家族援助技術の習得を推進する研修（外部から講師を招いて行う）

### 言語聴覚士施設訪問指導事業

※所内で行う事業のほか、施設訪問事業も行っている。

スタッフ：言語聴覚士・施設心理職員 頻度等：通年 6 回

対象  
乳児院「エンジェルホーム」在籍幼児  
参加者：延べ 60 人

内容  
乳児院を訪問し、活動に参加し、行動観察を行う。活動後施設心理職員とカンファレンスを行う。

## Ⅶ 一時保護業務

一時保護所の業務は、児童指導員・保育士・心理司・医師・看護師・栄養士・学習支援員等からなり、児童福祉法に基づき必要と認められる期間、子どもを 24 時間体制で保護している。また一時保護所以外にも里親や乳児院などに一時保護を委託する場合がある。

### 1 一時保護の目的と必要性

一時保護の目的は、子どもの安全と生活の場を確保することであるが、その必要性は様々な理由により、概ね次の通りとなっている。

#### (1) 緊急保護

- ① 棄児、迷子、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- ② 虐待、放任等の理由によりその子供を家庭から一時引き離す必要がある場合
- ③ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはその恐れがある場合

#### (2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

#### (3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導が有効と判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難または不相当であると判断される場合

#### 児童福祉法第 33 条

児童相談所長は、必要があると認められるときは、第 26 条第 1 項の措置をとるに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。



## 2 一時保護の期間、援助の基本

一時保護は子どもの生活を制限し、一部権利を侵害することにもなるので、その期間は概ね2か月以内を限度とし、一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。また子どもは危機的状況の中で一時保護される場合もあるので、保護中はその目的にかかわらず子どもの心身の安定を十分に図る必要がある。

## 3 一時保護の入所に際して

所内会議で一時保護が決定された子どもについて、担当児童福祉司と調整のうえ入所を迎える。入所する際は、子どもの健康状態、生活習慣や子どもの心身の状態、または家族の関係性、交友関係について十分把握しておくことが必要となる。入所時においては、子ども及び保護者との面接（インタビュー）を行い、入所の経緯や目的を確認するとともに、所持品や服薬等の確認も行う。また一時保護所内での生活の様子を説明し、子どもの不安を解消し気持ちの安定を図ることに努めている。

## 4 一時保護所の子どもの生活

### (1) 生活

子どもの感情の動きを十分に把握し心身の安定化を図るよう留意しながら、起床から就寝までの基本的な日課を立て、規則的な生活を過ごしている。学齢児に対しては学力その他を考慮した学習指導、幼児に対しては情緒の安定、発達課題に応じた基本的生活習慣の習得を配慮した保育も行っている。

### (2) 日課

子どもとの交流の場を重視しながら、弾力的な運用をして子どもの理解につなげている。

時間	日 課
7:00	起床
8:00	朝食
8:50	朝読書
9:30	学習（土・日曜日：授業はなく自由時間）※幼児は保育
12:00	昼食・自由時間 ※幼児は午睡（12:30～14:00）その後は保育
13:15	月・水・木曜日は体育、火・金曜日は総合学習、土・日は自由時間
14:45	掃除・おやつ・自由時間・入浴
18:00	夕食
18:35	日記（1日の振り返り）夕読書
19:00	自由時間
20:00	就寝 幼児（小学生低学年は21:00、高学年以上は22:00）



### (3) 学習について

国語、算数（数学）の基礎学習を中心に取り組んでいる。また道徳教育を導入し、特別活動の時間には、アンガーマネジメント（怒りの管理方法）やS S T（社会生活技能訓練）やS G E（構造的グループ・エンカウンター）を実施している。

さらに、ゲストティーチャーを招き、科学工作、音楽、書写、生活科授業、英語に触れる活動等、幅広く取り組んでいる。また、小学校低学年児童は、男女共修授業で学習形態をとっている。さらに高校生年代は興味や到達度に応じた学習や、自主性を促す作業学習にも取り組んでいる。年齢や成長段階、または興味や関心度合いなどの特性を考慮し、一人ひとりに合わせた学習を進めている。

### (4) 保育活動の充実

幼児期は、知的・感情的な面や人間関係においても、日々急速に成長する時期であることから、一時保護中の幼児に対しては、よりきめ細やかな対応を目指している。そのため、月ごとに幼児に対する保育担当職員を決め、保育活動計画の作成・運用を用いた全体目つ継続した保育を目指している。令和2年度は、幼児棟増築に伴い、幼児の保護定員が5人から10人に増員された。それに伴い、幼児の活動スペースが拡張され、より充実した保育が可能となった。また、学齡児との生活スペースの分離を図ることで、より保育者との基本的信頼関係の構築、幼児のペースに合わせた生活を過ごすようになった。

### (5) 所内活動や所外活動について

可能な限り開放的な一時保護所の生活を目指し、様々な社会経験となる体験活動を積極的に取り入れている。昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため一部制限しながらの活動となった。主な活動としては、夕涼み会やクリスマス会などの季節の催し、移動図書館の利用、読み聞かせ会といった知的探求心の向上を目指した取り組み、その他にも子ども劇場、花火鑑賞、映画鑑賞や焼肉パーティー等を実施した。所外活動としては、体験学習の枠を拡げてアスレチック、少年自然の家での自然活動、いちご狩り、芋ほり、こども交流館、科学館「きぼーる」での実験学習やプラネタリウム観賞、工作教室、地区公民館の活用、動物公園での所外学習を行っている。その他にも定期的に行っている行事として、工作教室やクッキングなども行なっている。





# 令和2年度 主な行事カレンダー

4月

- ・新入学お祝い



5月

こどもの日



6月

- ・焼肉パーティー



7月

- ・夕涼み会
- ・流しそうめん



8月

- ・こども劇場
- ・映画鑑賞会
- ・花火鑑賞会
- ・科学館（女兒）



9月

- ・科学館（男児）
- ・飯盒炊飯体験（ザ・ファーム）



10月

- ・芋ほり
- ・映画観賞会（映画館）



11月

- ・ハロウィンパーティー
- ・動物公園
- ・お弁当遠足
- ・科学実験会
- ・ダンス教室



12月

- ・防災体験学習（そなエリア）
- ・移動図書館
- ・クリスマス会
- ・焼肉パーティー



1月

- ・正月行事
- ・少年自然の家
- ・科学館



2月

- ・カンドゥー
- ・焼肉パーティー
- ・移動図書館



3月

- ・いちご狩り



## 5 一時保護状況

令和2年度中に一時保護（退所まで対応）をした児童は319人、年間を通しての所内一時保護の延べ人数は11,999人で、昨年度よりやや減少している。一時保護受付の総児童数は330人で、その年齢別内訳では、0～5歳75人(22.7%)、6～11歳110人(33.3%)、12～14歳78人(23.6%)、15歳以上66人(20%)となっている。相談種別ごとの保護児童の内訳は、養護が302人と多く、それに続いて非行13人、育成が15人であった。（表1）

地域別では中央区64人(19.4%)、花見川区43人(13%)、稲毛区52人(15.6%)、若葉区83人(25.2%)、緑区43人(13%)、美浜区30人(9.1%)である。（表2）

令和2年度に一時保護委託（委託解除）をした児童は83人で、その年齢別内訳では、0～5歳57人(68.7%)、6～11歳10人(12%)、12～14歳4人(4.8%)、15歳以上12人(14.5%)となっている。（表3）

一時保護解除後の処遇では、家庭引き取り260人(81.5%)、児童福祉施設入所25人(7.8%)、里親委託11人(3.4%)、他児童相談所・機関に移送3人(0.9%)、家庭裁判所送致1人(0.3%)、その他19人(6%)で合計319人であり、大半は家庭引き取りを占めている。（表6）

（表1） 年齢別・種別 一時保護件数（令和2年度受付分）

種別 年齢別	養護	保健	心身障害	非行	育成	その他	合計
0～5歳	75	0	0	0	1	0	76
6～11歳	103	0	0	2	5	0	110
12～14歳	71	0	0	1	6	0	78
15歳以上	53	0	0	10	3	0	66
合計	302	0	0	13	15	0	330

（表2） 種別・地域別一時保護件数（令和2年度受付分）

種別 年齢別	養護	保健	障害	非行	育成	その他	合計	延べ日数
中央区	59	0	0	1	4	0	64	3,429
花見川区	41	0	0	0	2	0	43	882
稲毛区	50	0	0	1	1	0	52	2,121
若葉区	80	0	0	2	1	0	83	4,096
緑区	40	0	0	1	2	0	43	1,879
美浜区	27	0	0	1	2	0	30	1,387
その他	5	0	0	7	3	0	15	166
合計	302	0	0	13	15	0	330	13,960

(表3) 年齢別・種別 一時保護委託の対応件数(令和2年度受付分)

種別 年齢別	養護	保健	心身障害	非行	育成	その他	合計
0～5歳	56	0	1	0	0	0	57
6～11歳	8	0	0	0	2	0	10
12～14歳	2	0	1	0	0	1	4
15歳以上	4	0	0	0	6	2	12
合計	70	0	2	0	8	3	83

(表4) 年齢別・種別 一時保護と一時保護委託 総件数(令和2年度受付分)

種別 年齢別	養護	保健	心身障害	非行	育成	その他	合計
0～5歳	131	0	1	0	1	0	133
6～11歳	111	0	0	2	7	0	120
12～14歳	73	0	1	1	6	1	82
15歳以上	57	0	0	10	9	2	78
合計	372	0	2	13	23	3	413

(表5) 種別退所児童数の推移

種別	年度別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
	養護	虐待	101	126	170	209
	その他	110	73	80	103	135
保健		0	0	0	0	0
障害		0	0	0	0	0
非行		22	34	17	25	14
育成		3	13	12	13	15
その他		7	9	2	10	0
合計		243	255	281	360	319

※人数は、年度末継続児除く人数。



(表6) 年度内一時保護児童の対応

	児童福祉 施設	里親委託	他児童相談所 ・他機関移送	家庭裁判所 送致	帰 宅	その他
人 数	25	11	3	1	260	19
延べ在所日数	2,399	436	8	10	7,744	1,402

※人数は、年度末継続児除く人数。

(表7) 年間延べ在所人数と一人当たりの平均在所日数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
延べ在所日数	11,191	9,675	9,673	12,095	11,999
平均在所日数	46.1	37.9	34.4	33.5	37.6

※人数は、前年度からの継続入所児童を除く人数。





## 事業概要

令和3年11月発行

編集・発行 千葉県こども未来局こども未来部

児童相談所

〒261-0003

千葉県美浜区高浜3-2-3

TEL 043-277-8880



